

居宅介護支援事業所等の指導実施計画の策定に当たって

～介護支援専門員の資質向上と保険者の機能強化に向けて～

H30.12

介護支援専門員の皆様へ

西予市 長寿介護課 介護保険係

○居宅介護支援事業者の権限移譲の趣旨について

医療や生活支援のニーズが高い高齢者や、認知症を有する高齢者などが増加する中で、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするためには、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが不可欠であり、そのケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の資質の向上が必要とされています。

こうした中、地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村が、ケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員に積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題の把握を幅広く行うとともに、保険者機能の強化を図るという観点から、介護支援専門員の育成や支援を充実することを目的として、介護保険法の一部改正（医療介護総合確保推進法第6条）により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が、市町村へ移譲されました。

権限が移譲されるまでは、居宅介護支援事業所に対する実地指導と監査は愛媛県、そして、ケアプラン点検は、保険者である西予市がそれぞれ実施してきましたが、権限移譲後は、いずれも当市が実施することとなりましたので、保険者としてより良いケアマネジメントのあり方を介護支援専門員と共に学び、西予市介護給付適正化計画を推進していくため、実地指導とケアプラン点検を一体的に行う指導実施計画（別紙）を、この度策定しました。

つきましては、権限移譲及び本計画策定の趣旨をご理解いただくとともに、本計画に基づく実地指導等が、皆様のお力添えにより、円滑に行えるよう、ご協力をお願いいたします。

○実施指導と監査、ケアプラン点検はそれぞれ、主たる目的が異なります。

実地指導を行う本市職員と実地指導を受ける居宅介護支援事業所等職員の双方が、実地指導と監査との違い、ケアプラン点検との違いを認識した上で、その目的や意義を正しく理解することにより、効果的にそれぞれの機能を発揮することを期待しています。

まず、「指導」とは、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭において、介護保険サービス事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とするものです。

その中で、市町村の担当者が事業所を直接訪問する実地指導は、介護保険法第 23 条に基づくもので、書類の確認やヒアリングを基に、事業者や事業所の運営および報酬請求について確認することによって、制度の適正化を図ります。

一方、「ケアプラン点検」は、法第 115 条の 45 に基づき行う介護給付等費用適正化事業の一つであり、自立支援に資するケアプラン作成や介護支援専門員の資質向上を目的に実施しています。

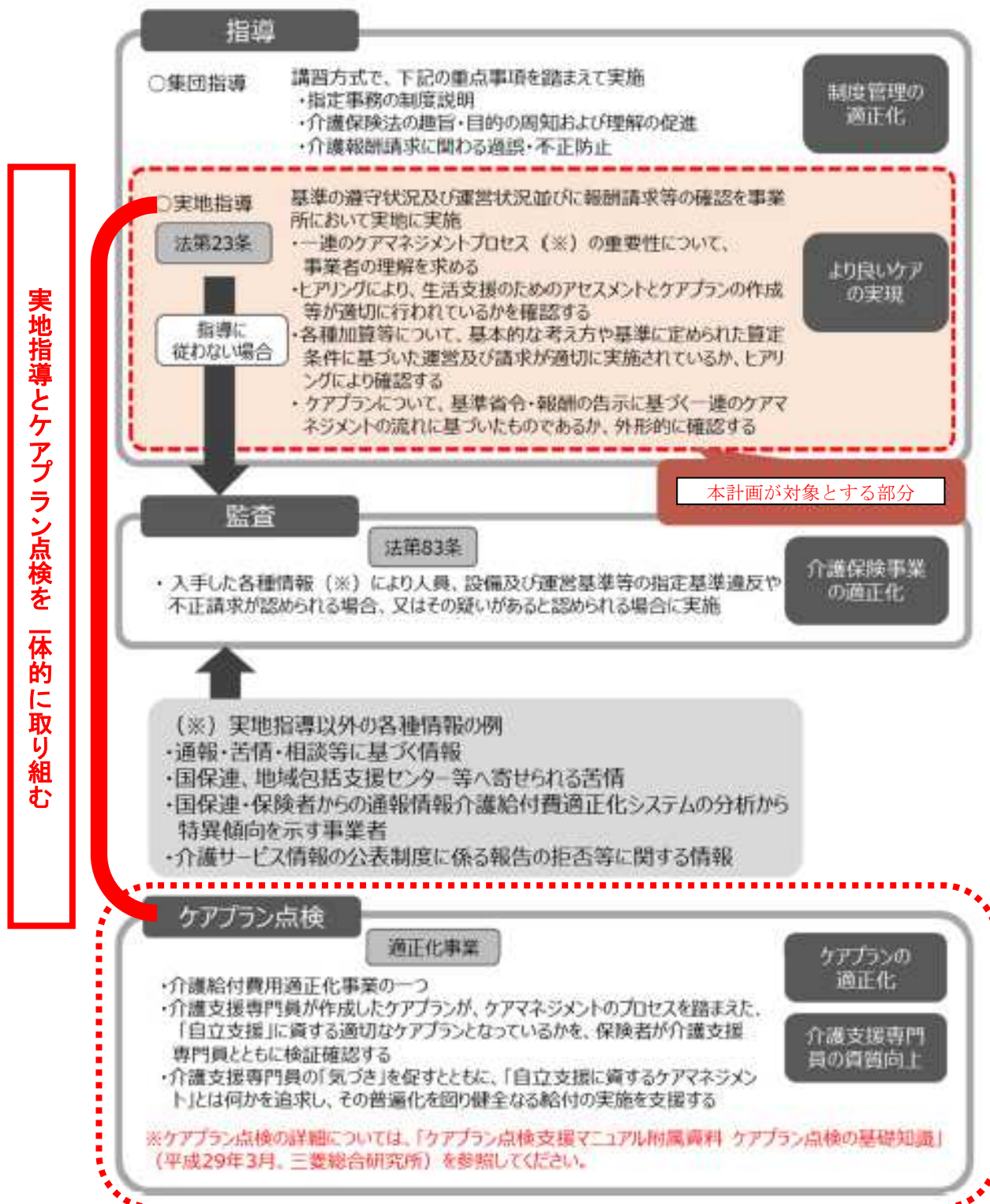
対象者の観点から見た場合、実地指導は居宅介護支援事業所等に対して実施するものであり、ケアプラン点検は介護支援専門員個人を対象に実施するものです。

なお、ケアプラン点検は、介護保険法上明確に規定されていないため、過去に遡及して事業者にも過誤調整（介護報酬の返還）を求めることは、制度上認められず、ケアプラン点検による行政側の指導については、事業者側が従うかどうかは任意であります。

しかし、介護保険法第 23 条に基づいて行われる実地指導は、指導に従わない事業者に対しては、監査へと移行することがあり、さらに法令を遵守しない事業者に対しては、厳正な行政処分（勧告・公表・命令・指定取消又は効力停止のペナルティ）を行う場合があります。

このように「指導」と「ケアプラン点検」、「監査」は一見似ているように思われますが、本質がそれぞれ異なります。詳細については、下記の①、②の図及び参考資料をご覧ください。

① 実地指導、監査、ケアプラン点検の違い（本市指導実施計画のイメージ図）

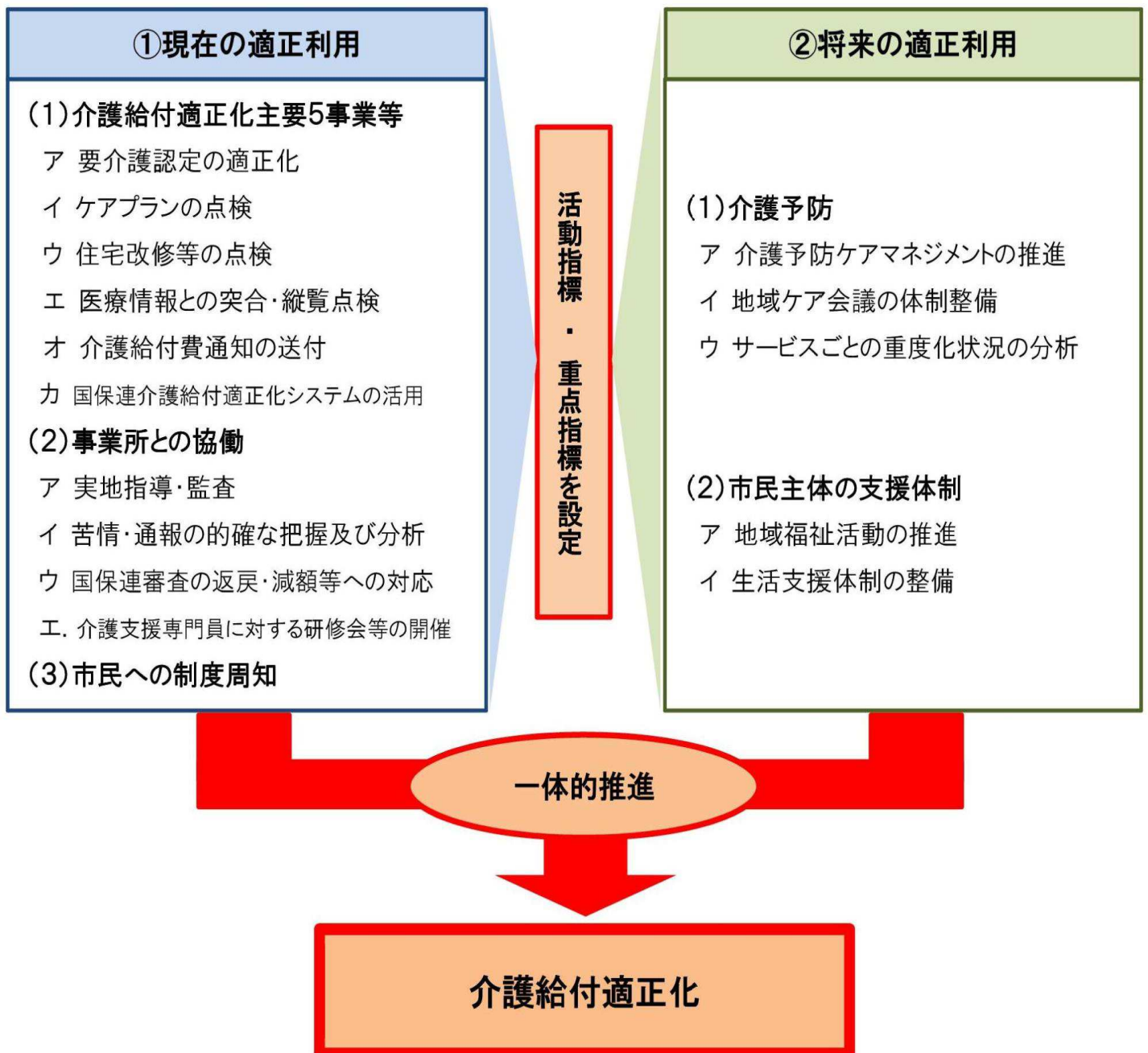


出所) 下記の資料を基に作成

平成 18 年 10 月 23 日 老発第 1023001 号 厚生労働省老健局長通知、社会保障審議会（介護保険部会）（第 33 回）資料

「ケアプラン点検支援マニュアル附属資料 ケアプラン点検の基礎知識」（平成 29 年 3 月、三菱総合研究所）

② 西予市介護給付適正化計画(計画期間:H30~32年度)の推進イメージ図



出所：西予市介護給付適正化計画（計画期間 2018. 4. 1～2020. 3. 31）

西予市ホームページ URL：

http://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/fukushi_jimusho/choju_kaigo/kaigokeikaku/3602.html

都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ

